航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定

日本国政府及びサウジアラビア王国政府は、

両国 の領域の間の及び両国の領域を越えての航空業務を開設し、かつ、運営するために協定を締結するこ

とを希望し、

両国 が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約の締約国であるの

で、

次のとおり協定した。

第一条

1 この協定の適用上、 文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a) 「条約」とは、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約 同

条約第九十条の規定に基づいて採択される附属書並びに同条約第九十条及び第九十四条の規定に基づい

て行われる同条約又はその附属書の改正を含む。)をいう。

- (b) ては民間航空機構及び同機構が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行す 任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、 「航空当局」とは、 日本国にあっては国土交通大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する サウジアラビア王国にあっ
- (c) 許可を与えた航空企業をいう。 該通告書に定める路線における航空業務の運営のために指定し、 「指定航空企業」とは、 第三条の規定に従い、 一方の締約国が他方の締約国に対する通告書により当 かつ、 当該他方の締約国が適当な運営

る権限を与えられる人又は機関をいう。

- (d) 「領域」とは、条約第二条に定義する領域をいう。
- (e) 「航空業務」とは、 旅客、 貨物又は郵便物 の公衆用の運送のために航空機により行う定期航空業務を
- (f) 国際航空業務」とは、二以上の国の領域上の空間にわたって行う航空業務をいう。

いう。

- (g) 航空企業」とは、 国際航空業務を提供し、 又は運営する航空運送企業をいう。
- (h) 「運輸以外の目的での着陸」とは、 旅客、 貨物又は郵便物の積込み又は積卸し以外の目的で着陸する

ことをいう。

- (i) 「附属書」とは、この協定の附属書又は第十九条の規定による改正後の附属書をいう。
- (j) 「特定路線」とは、附属書に定める路線をいう。
- (k) 「協定業務」とは、 特定路線において運営される航空業務をいう。

2 附属書は、この協定の不可分の一部を成すものとし、「協定」というときは、 別段の定めがある場合を

第二条

除くほか、附属書を含むものとする。

ようにするため、 方の締約国は、 当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許与する。 特に、 他方の締約国の指定航空企業が協定業務を開設し、 かつ、 運営することができる

第三条

1 ちに又は後日開始することができる。ただし、第十二条の規定に従うことを条件とし、かつ、次のことが いずれの特定路線における協定業務も、前条の規定に基づいて権利を許与された締約国の選択により直

行われた後でなければならない。

- (a) 権利を許与された締約国が当該路線について一又は二以上の航空企業を指定すること。
- (b) 締約国は、 権利を許与する締約国が自国の法令に従い当該航空企業に対して適当な運営許可を与えること。当該 2及び第七条1の規定が適用される場合を除くほか、遅滞なく運営許可を与えなければなら

ない。

2 合理的に適用される法令で定める要件を満たすものである旨を、 方の締約国が指定する各航空企業は、 他方の締約国の航空当局により国際航空業務の運営に通常かつ 当該他方の締約国の航空当局が要求する

第四条

ときは、

立証するものとする。

1

- 方の締約 国 の航空企業は、 その国際航空業務に関して次の特権を享有する。
- (a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権
- (b) 他方の締約国 の領域に運輸以外の目的での着陸をする特権

2

方の締約国の指定航空企業は、

を運営する間、 国際運輸の対象である旅客、 貨物及び郵便物を個別に又は混載で積み卸し、及び積み込む

この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務

ため、 附属書に定める当該特定路線上の他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権を享有する。

3 けて運送される旅客、 2の規定は、 一方の締約国の航空企業に対し、 貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはなら 有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別 の地点に向

第五条

ない。

課 られた国 方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設 又は課することを認める料金は、 の航空企業又は国際航空業務に従事する自国の航空企業が当該空港その他の施設の使用について支 公正かつ合理的なものでなければならず、 の使用につき他方の締約国 また、 「の指定航空企業に対して 最恵国待遇を与え

第六条

払う料金よりも高額の

ものであってはならない。

1 備部 れる場合を含め、 品 方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、 正規の装備品及び航空機貯蔵品は、 当該領域内において関税、 他方の締約国の領域の上空の飛行中に消費され、 消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課 又は使用さ 潤滑油、 予

徴金を免除される。

2 に従うことを条件として、 おいて使用される燃料、 方の締 約国 [の指定航空企業の航空機に他方の締約国の領域内において積み込まれ、かつ、協定業務に 潤滑油、 関税、 予備部品、 消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除 正規の装備品及び航空機貯蔵品は、 当該他方の締約国 の規制

3 びにこれらに類する租税その他 及び航空機貯蔵 他方の締約国 される。 方の締約国 の領域内において税関当局の監視の下に保管される燃料、 品 の指定航空企業のために持ち込まれ、 は、 当該他方の締約国 の課徴金を免除される。 の規制に従うことを条件として、 かつ、 当該指定航空企業の航空機の用に供するため 潤滑油、 関税、 消費税及び検査手数料並 予備部品、 正 規の)装備品

4 とする。直接通過中の手荷物及び貨物は、 荷物及び貨物は、 方の締約国の領域を直接通過中であり、 当該一方の締約国の関係法令に基づき、 関税及び租税を免除される。 かつ、直接通過のための空港内の区域から離れない旅客、 簡易な税関及び出入国の手続のみを受けるもの 手

方の締約国の領域に輸入される印刷物であって、他方の締約国の指定航空企業による使用のみを目的

5

とするものは、 当該一方の締約国の関係法令に基づき、 関税を課されない。

第七条

1 及び2に定める特権を与えず、若しくはこれらの特権を取り消す権利又は当該航空企業によるこれらの特 国又は当該他方の締約国の国民に属していることが立証されない場合には、当該航空企業につき第四条1 一方の締約国は、 他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約

の特権 利を留保する。 必要である場合を除くほか、当該他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。 ることが、当該法令に重ねて違反することを防止するために必要であり、又は航行の安全上の理由 なかった場合又はこの協定に定める条件に従った運営をしなかった場合には、 方の締約国は、 の行使を停止し、 ただし、 他方の締約国の指定航空企業が1の特権を許与する当該一方の締約国の法令を遵守し この権利は、 又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権 直ちに特権の行使を停止し、又は直ちにその行使につき条件を付す 当該航空企業によるこれら により

2

権

の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。

第八条

1 当該領域からの出国又は当該領域内にある間の運航及び航行に関するものは、 の入国若しくは当該領域からの出国に当たり、 方の締約国の法令であって、 国際航空に従事する航空機の当該一方の締約国の領域への入国若しくは 又は当該領域内にある間、 他方の締約国の指定航空企業の 当該一方の締約国の領域

航空機について適用する。

2 たり、 員、 通貨、 該領域内における滞在及び当該領域からの 貨物及び 方の締約国の法令であって、 又は当該領域内 衛生及び検疫に関する規制は、 郵便物に つい に . あ て適用する。 いる間、 旅客、 他 方の締 当 該 乗組員、 出国に関するもの、 一方の締約国の領域への入国若しくは当該領域から 約国 [の指定航空企業の航空機によって運送される旅客、 貨物又は郵便物の当該一方の締約国 例えば、 入国、 出国、 出入国: の領域への入国、 管理、 Ō 出国に当 税関、 乗組 当

3 4 玉 の指定航空企業に与える待遇よりも有利な待遇を与えることができない。 1 ずれの一方の締 方の締約国 は、 約国も、 要請があったときは、 この条に規定する法令の適用に当たり、 この条に規定する関係法令の写しを他方の締約国に提供する。 自国 の航空企業に対し、 他方の締約

第九条

両締約国の指定航空企業は、 両締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な

機会を有する。

第十条

方の締約国 の指定航空企業による協定業務の運営に当たっては、 他方の締約国の指定航空企業が同一路

線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締約国の指定航空企

業の利益が考慮されるものとする。

第十一条

1 両締 約国 の指定航空企業が提供する協定業務は、 公衆の協定業務に対する要求に密接な関連を有するも

のでなければならない。

2 指定航空企業が提供する協定業務は、 当該航空企業を指定した締約国の領域から発し、 又は当該締約国

の領域へ向かう旅客、 貨物及び郵便物の運送に対するその時期の需要及び合理的に予測されるその後の需

要に適合する輸送力を合理的な利用率で供給することを第一の目的とする。 当該航空企業を指定した締約

国以外の国の領域内の特定路線上の地点において積み込み、 かつ、積み卸す旅客、 貨物及び郵便物の運送

については、輸送力が次の事項に関連を有するものでなければならないという一般原則に従って行う。

- (a) 航空企業を指定した締約国の領域への及び当該締約国の領域からの運輸需要
- (b) 直通航空路運営の要求
- (c) 航空企業の路線が経由する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上での当該地域の運輸需要
- 3 に定める原則に従い、 両締 約国の指定航空企業が提供する協定業務に係る輸送力については、 両締約国 「の航空当局の間の協議を通じて合意する。 前二条並びにこの条の1及び2

- 1 程度) いずれの協定業務に対する運賃も、 当該特定路線のいずれ か の区間について適用される他の航空企業の運賃その他すべての関係要素 運営の経費、 合理的な利潤、 業務の特性 (例えば、 速力及び設備の
- 2 1 の運賃は、 次の規定に従って決定するものとし、また、 各締約国の航空当局は、 指定航空企業が決定

を十分に考慮して、

合理的な水準に定める。

された運賃を遵守することを自国の手続の適用を通じて確保する。

(a) 運賃に関する合意は、可能なときは、 関係指定航空企業が運賃調整に関する適当な国際的な仕組みを

航空企業の間で合意する。運賃は、いかなる場合にも、 通じて行う。それが不可能なときは、 各特定路線及びその各区間について適用される運賃は、 認可を受けるため両締約国の航空当局に対し各 関係指定

(b) の航空当局が提出された運賃について国の認可をしなかった場合には、 関係指定航空企業が運賃に関して回の合意をすることができなかった場合又はいずれか一方の締約国 両締約国の航空当局は、 適当な

締約国の関係手続に従って提出される。

運賃について合意するよう努める。

(c) 航空当局の間で心の合意をすることができなかった場合には、 紛争は、 第十八条の規定に従って解決

する。

(d) 3 の規定が適用される場合を除くほか、 新たな運賃は、 いずれか一方の締約国の航空当局が当該運賃について満足しない場合には、 実施してはならない。 この条の規定に従い運賃が定められるま 第十八条

での間は、既に実施されている運賃が適用される。

第十三条

1

方の締約国の指定航空企業は、他方の締約国の関係法令に従い、当該他方の締約国の領域内におい

て、 支店を設置し、及び維持し、並びに協定業務の運営に必要な活動に従事することを許される。

2 店に管理職員、 方の締約国の指定航空企業は、他方の締約国の関係法令に従い、 技術職員、 運航職員その他航空業務の提供に必要な専門職員を派遣し、 当該他方の締約国の領域内にある支 及び置くことがで

3 の締 能な内国通貨建ての預金勘定を開設し、 おける為替換算率により自由に送金し、 一方の締約国の指定航空企業は、 約国 の領域内において得た収入のうち支出を超える部分を、 他方の締約国の関係法令に従い、協定業務の運営に関連して当該他方 及び維持することを許される。 並びに協定業務の運営のため外国通貨建ての預金勘定及び交換可 交換可能な通貨で送金の時の公の市場に

4 いずれかを選択することができるよう最善の努力を払うことを合意する。 権限のある当局の認可を受けたものに委託すること又はその業務を当該権限のある当局に委託することの 務の全部若しくは一部を他の航空企業、 従うことを条件として、 方 の締約国 は、 他方の締約国 当該一方の締約国の関係法令に従い、 の指定航空企業が、 他の航空企業の支配下にある機関若しくは代理業者であって当該 権限のある当局の付することのある合理的な制限に 自ら地上取扱業務を提供すること、 その業

第十四条

計 航空当局が 務において当該他 (指定航空企業が通常公表のため作成して自国の航空当局に提出するもの) を提供する。 方の締約 他方の締約国 国 の航空当局は、 方の締約国 の航空当局に対して要求することのある貨客に関する追加の統計資料については、 の領域へ、及び当該他方の締約 他方の締約国の航空当局に対し、 国の領域から運送する貨客に関する情報及び統 要請により、 自国の指定航空企業が協定業 一方の締約国 0

第十五条

1

要請により、

両締

約国

の航空当局

の間で討議する。

取 0 国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書及び可塑性爆薬の探知のた 十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する 害することなく、 義務 の防止に関する条約、 両締 約国 がこの協定の不可分の一 は 国際法に基づく権利及び義務に従い、 特に、 民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約、千九百七十 航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約、 部を成すことを再確認する。 不法な妨害行為から民間航空の安全を保護する相互 両締約国は、 国際法に基づく権利及び義務を 航空機 の不法な奪 年九月二

めの識別措置に関する条約に従って行動する。

- 2 設 があったときは、それぞれ自国の法令に従い相互にすべての必要な援助を提供する。 両締 の安全に対するその他の不法な行為並びに民間航空の安全に対する他の脅迫行為を防止するため、 約国は、 民間航空機の不法な奪取行為、 民間航空機、 その旅客及び乗組員、 空港並びに航空保安施 要請
- 3 空保安規定が 企業及び自国 両締 約国は、 両締 の領域内 相互の関係において、 約国 の空港の運営者が当該航空保安規定に従って行動することを要求すべきである。 に適用される範囲内で、 国際民間航空機関により作成され、 当該航空保安規定に従って行動すべきであり、 かつ、条約 の附属書とされる航 自国 |の航空
- 4 る。 ずるべきである。 求める他方の締約国からのいずれの要請に対しても好意的な考慮を払う。 品を搭乗又は積込みの前及び搭乗又は積込みの間に検査するため、 各締約 方 当該: の締約国 国 他 は、 方 は、 の締約国が実施する3の航空保安規定の遵守を自国 一方の締約 航空機を保護し、 他 方の締約 脳国は、 国 \mathcal{O} また、 並びに旅客、 領域 特定の脅迫行為に対処するための合理的かつ特別の保安措置を 0) 入国、 乗組員、 当該領域 機内持込手荷物、 からの出国又は当該領域内における滞在につ 自国 の航空企業が要求されることに同意す \mathcal{O} 領域内にお 手荷物、 いて適当な措置を講 貨物及び航空機貯蔵

5

の行為又はそのおそれを迅速かつ安全に終結させるため、 航空保安施設 民間航空機の不法な奪取若しくはそのおそれ又は民間航空機、その旅客若しくは乗組員、 の安全に対する他の不法な行為若しくはそのおそれが生じた場合には、 連絡を円滑にすることその他の適当な措置によ 両締約国は、 空港若しくは これら

り、 相互に援助する。

第十六条

1

は、 玉 な期間内にとらなかったと認める場合には、 方式を国際標準に適合させるために必要と認められる措置をとらなければならない。 この協 適合してい 持する航空の安全に係る規制又は方式が条約の附属書とされる国際標準 の航 当該: 方の締約 空の安全に係る規制又は方式が国際標準に適合していないことを確認した場合には、 議 は、 他 方 ない 国は、 の締約国が当該規制又は方式を国際標準に適合させるために必要と認められる措置を合理的 要請の受領の日から三十日の期間 おそれがあると認める場合には、 航空施設、 乗組 員、 航空機及び航空機の運航に関する分野において他方の締約国が 国際民間航空機関事務局長に対してその旨を通報することが 内に開始する。 当該他方の締約国に対し協議を要請することができる。 当該 他方の締約国は、 (以 下 「国際標準」 この協議 当該一方 当該: という。)に の結果、 の締 規制又は 約 自 維 玉

できる。

2 ができる。 こと並びに当該航空機の装備品及び状態が国際標準に適合していることを確認するために、検査すること させることなく、 について、自国の領域内 一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機 当該航空機の関連書類が有効であること、 (飛行中である場合を除く。)において、かつ、当該航空機の運航を不当に遅延 当該航空機の乗組員に免許が与えられている

第十七条

かつしばしば協議することは、 両締約国の航空当局がこの協定の実施に関するあらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的に 両締約国の意図するところである。

第十八条

1 この協定の解釈又は適用に関して両締約国の間に紛争が生じた場合には、 両締約国は、 まず、 両締約国

間の交渉による紛争の解決に努める。

2 両締約国が交渉により紛争を解決することができなかった場合には、紛争は、いずれか一方の締約国の

間 は第三の仲裁人につき所定の期間内に合意が得られなかった場合には、 合意されるものとする。 領した日から六十日の期間内に仲裁人を指名するものとし、第三の仲裁人は、その後の六十日 ることができる。各締約国は、 要請により、 航空機関の理事会の議長に対し、 (締約国の国民でない者に限る。) との三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に決定のため付託す 各締約国が指名する各一人の仲裁人とこのようにして選定された二人の仲裁人が合意する第 いずれか一方の締約国が六十日の期間内に自国 紛争の仲裁を要請する外交上の公文を一方の締約国が他方の締約国から受 これらの仲裁人の任命を要請することができる。 いずれの一方の締約国も、 [の仲裁人を指名しなかった場合又 の期間内に 国際民

3 両締 約国 は、 2の規定に基づいて行われた決定に従うことを約束する。

第十九条

- 1 いずれの一方の締約国も、 この協議 は、 要請の受領の日から六十日の期間内に開始する。 この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することが
- 2 の憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を 改正がこの協定 (附属書を除く。) の規定について行われる場合には、当該改正は、各締約国によりそ

生ずる。

3 空当局が新たな又は修正された附属書について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の 改正が附属書についてのみ行われる場合には、協議は、 両締約国の航空当局の間で行う。両締約国の航

交換によって確認された後に効力を生ずる。

第二十条

航空運送に関する一般的な多数国間条約が両締約国について効力を生じた場合には、この協定は、 当該多

数国間条約に適合するように改正する。

第二十一条

の期間 きる。 他方の締約国が通告を受領した日の後一年で終了する。ただし、通告が両締約国の間の合意により当該一年 かった場合には、 いずれの一方の締約国も、 通告の写しは、 の満了前に撤回された場合は、この限りでない。通告は、当該他方の締約国がその受領を確認しな 国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみ 国際民間航空機関に対して同時に送付する。通告があったときは、この協定は、 他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思をいつでも通告することがで 当該

第二十二条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第二十三条

この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上

の公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千八年八月十八日にジッダで、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書二通を作成

した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

サウジアラビア王国政府のために

- 1 日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線
- 日本国内の地点―中間地点―ジッダ、リヤド及び(又は)ダンマン

サウジアラビア王国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

2

- サウジアラビア王国内の地点ー 中間地点-大阪及び(又は)名古屋
- 3 その起点としなければならないが、 いずれの締約国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務も、 特定路線上の他の地点は、 いずれかの又はすべての飛行に当たり当該 当該締約国の領域内の一地点を
- 指定航空企業の選択によって省略することができる。
- 4 いては、自己が運送する途中降機の旅客を除くほか、第五の自由の運輸権を行使することができない。 いずれの一方の締約国の一又は二以上の指定航空企業も、 他方の締約国内の地点と中間地点との間にお